

# 合併協定書

大 船 渡 市  
気 仙 郡 三 陸 町

1 合併の方式について

気仙郡三陸町を廃し、その区域を大船渡市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日について

合併の期日は、平成 13 年 11 月 15 日とする。

3 市の名称について

大船渡市とする。

4 事務所の位置について

現大船渡市役所の位置とする。

5 財産の取扱い

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。  
ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。  
ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意向を尊重する。

6 議会の議員の任期及び定数の取扱い

三陸町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、大船渡市の議会の議員の残任期間、引き続き大船渡市の議会の議員として存在するものとする。

7 農業委員会の取扱い

三陸町の農業委員会は、大船渡市の農業委員会に統合するものとする。

三陸町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員 10 人は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、大船渡市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き大船渡市の農業委員会の委員として存在するものとする。

その他必要な事項については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。

## 8 地方税の取扱い

両市町で税率の異なるものは、合併特例法第 10 条の規定により、合併年度及びこれに続く 3 年度は不均一課税とする。

納期の異なるものについては、合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から納期を統一する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

三陸町の一般職の職員は、すべて大船渡市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大船渡市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。

定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

## 10 特別職の職員の身分の取扱い

三陸町の特別職の職員の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。

## 11 条例、規則及び要綱の取扱い

条例、規則、要綱等は、合併と同時に所要の改正を行い、必要に応じ経過規定を設けるものとする。

## 12 組織機構の取扱い

### (1) 組織機構の取扱い

現三陸町役場を支所とする。支所の所掌事務は、住民サービスの低下をきたさないように配慮する。

綾里地域振興出張所及び吉浜地域振興出張所は、現状を維持する。

### (2) 各種委員の取扱い

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。

委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

### 13 地域審議会の取扱い

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

### 14 指定金融機関の取扱い

三陸町の指定金融機関等は、大船渡市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関として引き継ぐものとする。

### 15 一部事務組合等の取扱い

三陸町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。

### 16 第3セクター、地方公社の取扱い

三陸町の第3セクター、地方公社については、地域振興に果たしてきた役割を勘案し、その実情を確認し支援する。

### 17 行政連絡機構の取扱い

三陸町の行政区の名称及び区域は、現行のとおりとし、大船渡市の地区として引き継ぐものとする。

行政連絡員、補助員及び使送者の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとし、早期に見直しを図る。

### 18 使用料及び手数料の取扱い

#### (1) 使用料の取扱い

当分の間、現行のとおりとする。

#### (2) 手数料の取扱い

両市町で差異のある手数料は、大船渡市の例による。

#### (3) 占用料の取扱い

両市町で差異のある占用料は、大船渡市の例による。

## 19 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合の指導に努める。

- (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

## 20 補助金等の取扱い

両市町の補助金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、合併後において検討するものとする。

- (1) 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

## 21 町、字の名称の取扱い

三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。  
字は、現行のとおりとする。

## 22 市町の花木鳥、産物、憲章等の取扱い

大船渡市は、合併後早期に制定委員会を設置し、花木鳥、産物、憲章等について検討する。

三陸町の憲章等は、三陸町区域において長く伝承していくものとする。

## 23 国民健康保険事業の取扱い

### (1) 保険税の取扱い

保険税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。

- (2) 保険給付、保健事業の取扱い  
合併年度から給付水準の高い方に統一する。

24 介護保険事業の取扱い

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。  
保険料の納期については、大船渡市の例による。

25 消防団の取扱い

三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。  
団員の報酬等については、大船渡市の基準に統一する。

26 姉妹都市、銀河連邦の取扱い

三陸町の姉妹都市、銀河連邦については、合併後も継続するものとする。

27 電算システムの取扱い

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

28 防災行政無線の取扱い

防災行政無線の運用については、設備の統一など効率的な運用が図られるよう  
早期に検討する。

29 交通指導員の取扱い

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からの定数は、50 人以内とし、その他  
の基準は、大船渡市の基準に統一する。

30 公共施設の管理運営の取扱い

公共施設の管理運営については、当分の間、現行のとおりとする。

- (1) 庁舎業務委託の取扱い

- 合併年度は、現行のとおりとし、更新時に効率的に見直しを図る。

- (2) 小中学校夜間管理業務委託の取扱い  
合併年度は、現行のとおりとし、早期に大船渡市の方式に統一する。
- (3) 中央公民館の管理運営の取扱い  
当分の間、現行のとおりとし、早期に機能の調整を図ることとする。
- (4) 団所有の消防屯所の取扱い  
当分の間、現行のとおりとし、市の施設として取り扱う方向で団と協議する。

### 31 診療所の取扱い

国民健康保険（直営）診療所は、現行のとおりとする。

### 32 保健医療事業の取扱い

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からは、合併後において調整を図る。

### 33 各種福祉制度の取扱い

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

### 34 保育所、幼稚園等の取扱い

#### (1) 保育所の取扱い

三陸町の保育所は、大船渡市に引き継ぐものとし、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から大船渡市の例による。

#### (2) へき地保育所及び託児所の取扱い

三陸町のへき地保育所及び託児所は、大船渡市に引き継ぐものとする。

#### (3) 幼稚園の取扱い

三陸町の幼稚園は、大船渡市に引き継ぐものとする。

### 35 農道、林道の取扱い

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

36 道路認定の取扱い

大船渡市の例による。

37 水路の取扱い

大船渡市の制度に統一する。

38 水道事業の取扱い

三陸町が経営する簡易水道事業は、大船渡市に引き継ぐものとする。

(1) 水道事業負担金等の取扱い

当分の間、現行のとおりとする。

(2) 水道使用料等の取扱い

使用料については、当分の間、現行のとおりとし、手数料については、大船渡市の基準に統一する。

39 下水道事業の取扱い

(1) 漁業集落排水処理施設に係る使用料及び分担金の取扱い

使用料及び分担金は、現行のとおりとし、大船渡市の漁業集落排水処理施設供用開始前に統一の方向で調整を図る。

(2) 排水設備工事指定店指定手数料の取扱い

大船渡市の例による。

40 学区の取扱い

学区の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。

41 学校給食の取扱い

三陸町の学校給食の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。

42 スクールバス等の取扱い

三陸町のスクールバス及び患者輸送車の運行については、現行のとおりとする。



#### 43 育英事業の取扱い

##### (1) 育英事業の取扱い

三陸町の育英事業については、財団法人大船渡市育英奨学会に移行する。  
三陸町で実施している高等学校生への貸与については、当分の間、現行のとおりとする。

##### (2) 医療従事者奨学資金の取扱い

当分の間、現行のとおりとする。

#### 44 指定文化財の取扱い

三陸町の指定文化財については、大船渡市に引き継ぐものとし、保護の一元化を図り、合併後に指定基準を検討する。

#### 45 ブックワールド椿の取扱い

三陸町が経営するブックワールド椿は、大船渡市に引き継ぐものとする。

#### 46 まつり行事の取扱い

まつり行事は、従来の実施状況を尊重し、新市の活性化につながるよう実施する。

#### 47 合併建設計画について

合併建設計画は、別添の「大船渡市・三陸町合併建設計画書」に定めるところによるものとする

大船渡市と三陸町とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく大船渡市・三陸町合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成 13 年 8 月 31 日

大 船 渡 市 長      甘   竹   勝   郎

三   陸   町   長      佐 々 木   菊   夫

立   会   人

大 船 渡 市 議 会 議 長      今   野   雄   吾

大 船 渡 市 議 会 副 議 長      佐   藤   文   男

大 船 渡 市 議 会 議 員      村   上   健   一

大船渡市議会議員 佐藤 丈夫

大船渡市議会議員 志田 嘉功

大船渡市議会議員 鎌田 和昭

学識経験者 菅野 佑三

学識経験者 藤原 榮喜

学識経験者 小松 智友

学識経験者 熊谷 孝嘉

大船渡市助役 紀室 輝雄

大船渡市収入役 佐々木 一雄

三陸町議会議長 佐藤 榮助

三陸町議会副議長 道下 喜美男

三陸町議会議員 掛川 秀邦

三陸町議会議員 千田 隆三

三陸町議会議員 及川 和也

学識経験者 中島 信

学識経験者 中井 昭樹

学識経験者 片山 秀樹

三 陸 町 助 役 中 村 隆 男

三 陸 町 収 入 役 木 川 田 敏 郎

学 識 経 験 者 田 村 誠

学 識 経 験 者 福 田 毅

学 識 経 験 者 上 村 俊 一